

会計事務適正化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 不適正な会計処理の再発防止に向けて、「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」に掲げる方策について、「大阪府議会不適正会計調査特別委員会報告書」の提言等を踏まえ、取り組みの具体化及びその進行管理並びに必要な課題検討などを行うため、庁内に会計事務適正化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 会計事務の適正化に必要な取り組みの具体化、周知徹底及び進行管理に関すること。
- (2) 会計事務の適正化に必要な取り組みの効果の検証及び課題検討に関すること。
- (3) その他会計事務の適正化に必要な意見交換及び庁内調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長及び本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、前条各号に掲げる事項に係る事務を実施するために必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。

(運営)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がこれを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、幹事長、幹事及び本部長が特に指名する者をもって組織する。

2 幹事長、幹事及び本部長が特に指名する者は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長は、第2条各号に掲げる事項に係る事務を実施するために必要があると認めるときは、その都度幹事を追加することができる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がこれを主宰する。

5 幹事長が不在のときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部財政課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

会計事務適正化推進本部設置要綱

別表1〔推進本部〕(第3条関係)

本部長	知事
副本部長	三輪副知事、小河副知事
本部員	危機管理監 政策企画部長 総務部長 生活文化部長 にぎわい創造部長 健康福祉部長 商工労働部長 環境農林水産部長 都市整備部長 住宅まちづくり部長 会計管理者 水道企業管理者 教育長 議会事務局長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長

〔適用年月日〕平成20年2月1日

別表2〔幹事会〕(第5条関係)

幹事長	総務部次長
幹事	政策企画部次長 生活文化部次長 にぎわい創造部次長 健康福祉部次長 商工労働部次長 環境農林水産部次長 都市整備部次長 住宅まちづくり部次長 会計局長 水道部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局次長 人事委員会事務局次長 総務部危機管理室危機管理課長
本部長が特に指名する者	総務部財政課長 総務部人事室人事課長 総務部法務課長 会計局課長補佐(検査・指導グループ) 監査委員事務局監査監(特別監査・総合調整担当)

〔適用年月日〕平成20年4月1日